

「科学技術研究調査規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」に対して提出された意見と総務省の考え方  
(令和4年2月22日～3月23日意見募集)

No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	受付締切日時の「2022年3月23日0時0分」は「2022年3月24日0時0分」の誤記ではないか？ 意見募集要領に意見提出期間は「23日まで」と記載されているから。	御指摘のとおり、2022年2月22日に受付締切日時を「2022年3月24日0時0分」に修正いたしました。	無
2	(個人)	新設された第4条第2項に該当する会社は既存の第4条第1項に規定する会社の範囲に含まれるのでは？ そもそもこの調査は回答するのが面倒なので止めてください。	我が国における科学技術に関する研究活動の状態を調査するに当たり、適切な調査対象を選定するため、企業については第4条第1号において特定の産業を指定しておりましたが、科学技術・イノベーションの急速な進展により、これまでの産業指定によらず、新設する第2号に該当する会社を調査の対象に含める必要が生じたことから、今回の変更を行うものです。 なお、結果として、御指摘のとおり新設する第2号に該当する会社が、既存の第1号に含まれることもあり得ます。規定の範囲	有

			<p>をより明確にするため、第1号の中に、第2号に掲げるものは除く旨の文言を追記します。</p> <p>また、科学技術研究調査は、科学技術・イノベーションの振興に必要な基礎資料を得るための重要な調査でありますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	
3	(個人)	<p>調査日を変更する理由を明らかにしてください。</p> <p>また、調査費用は毎年いくら掛けているのかもお願いします。</p>	<p>総務省・経済産業省が実施している経済構造実態調査と科学技術研究調査を一体的に実施するために、調査日を経済構造実態調査に揃えます。これにより、両方の調査で共通している調査項目について、経済構造実態調査からデータを移送することで、科学技術研究調査への回答の負担を軽減することが可能となります。</p> <p>なお、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和2年6月2日閣議決定)において、報告者負担の抑制を図る観点から、事業所・企業を対象とする各種統計調査において、役割分担や重複是正等について検討することが指摘されており、科学技術研究調査における今回の変更は、この指摘への取組の一つとなっています。</p>	無

			また、科学技術研究調査の実施に係る 2022年度の予算額は約38百万円です。	
--	--	--	---	--

○提出意見数：3件